

狭山市野球連盟規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は狭山市野球連盟と称する。

第2条 本連盟は埼玉県野球連盟に加入し、狭山支部と称する。

第3条 本連盟は事務所を狭山市狭山台 2-1, 2-17-403、高橋茂夫宅に置く。(TEL. 04-2959-3745)

第2章 目的及び事業

第4条 本連盟はアマチュアスポーツとしての正しい野球を市民全般に普及して、その健全なる発展を図るとともに、会員相互の親密なる連絡をもって、明朗なる狭山市建設に寄与することをもって目的とする。

第5条 本連盟は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 各種野球大会、及び講習会の開催
- 2 野球に関する研究調査、並びに建議
- 3 野球の啓発宣伝、並びに指導奨励
- 4 その他連盟の目的に必要な事項

第3章 会員

第6条 本連盟の会員は正会員と名誉会員とする。

第7条 正会員は全日本軟式野球連盟規約に基づいたチームとする。

第8条 名誉会員は、本連盟の目的及び事業を賛助するものとする。

第4章 資格

第9条 正会員となるチームは連盟の定める登録申込書及び、会費を提出し、理事会の資格審査を受けなければならない。

第10条 前条の申し込みが受理され、会員名簿に登録手続きが完了するとともに申し込み者は本連盟会員の資格を取得する。

第11条 会員は、その登録事項に異動を生じた時は事務所にその旨を届け出なければならない。

第12条 会員の登録は毎年更新し、更新手続き完了とともに、その年度の会員資格を取得する。

第13条 会員資格は次の場合失う。

- 1 第7条の条件を不備し、連盟が不適格と認めたとき
- 2 自ら脱退の意志を表示したとき
- 3 除名の処置をとられたとき

第5章 組織 (別紙参照)

第14条 本連盟は、一般部、少年部、審判部及び支援部を置く。

第15条 登録された正会員チームの一般チームは一般部に、少年チームは少年部にそれぞれ属する。

第16条 審判部は審判員により構成し、支援部は熟練された理事により構成される。ともに一般部及び少年部の運営を助力する。

第6章 役員

第17条 本連盟に次の役員を置く。

- | | | |
|---|--------|----------|
| 1 | 会長 | 1名 |
| 2 | 副会長 | 若干名 |
| 3 | 連盟理事長 | 1名 |
| 4 | 連盟常任理事 | 運営に必要な人員 |
| 5 | 監事 | 2名 |
| 6 | 顧問 | 若干名 |
| 7 | 参与 | 若干名 |

第18条 各部に次の役員を置く

- | | | |
|---|------|------------------|
| 1 | 部長 | 1名 |
| 2 | 理事長 | 1名（部長と兼務可） |
| 3 | 常任理事 | 運営に必要な人員 |
| 4 | 理事 | 各チーム代表1名、及び学識経験者 |
| 5 | 審判員 | 運営に必要な人員 |

第19条 役員は本連盟の次の業務を分担する。

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 会長 | 連盟を代表し会務を統括する |
| 2 | 副会長 | 会長に事故ある時は、その職務を代行する |
| 3 | 連盟理事長 | 理事会を代表し、会務を執行する |
| 4 | 部長 | 部を代表し会務を統括する |
| 5 | 部理事長 | 部理事会を代表し、会務を執行する |
| 6 | 常任理事 | 理事長を補佐する |
| 7 | 理事 | 理事会（部総会）に出席し、常任理事より提出された議案の討議等を行う |
| 8 | 監事 | 会計を監査する |
| 9 | 審判員 | 審判業務等の実施 |

第20条 本連盟の役員を選出は次の通りとする。

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 理事 | (1)正会員チームより代表1名 (2)学識経験者等から会長が委嘱した者 |
| 2 | 常任理事 | 理事会で選出する |
| 3 | 理事長 | 常任理事会 |
| 4 | 会長・部長 | 常任理事会で推薦し、理事会で承認を得る |
| 5 | 監事 | 各チーム代表1名、及び学識経験者 |
| 6 | 顧問・参与 | 常任理事会 |
| 7 | 審判員 | 常任理事会の推薦により会長が委嘱した者 |

第21条 役員任期は2ヶ年とする。但し再任を妨げない。補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。役員は任期が満了しても後任者が就任するまで、その職務を行う。

第7章 会議

第22条 理事会は各部ごと行う。招集は会長が実施し、下記事項について討議等を行う。

- 1 予算及び事業計画の件
- 2 事業経過、及び決算報告の件
- 3 役員選出の件
- 4 その他重要事項

第23条 常任理事会は理事長が招集して、前条1～4までの議案の作成審議及び運営について行う。

第24条 会の成立は半数以上の出席で、議事は出席者の過半数で決する。

第8章 会計

第25条 正会員チームは本連盟の定める会費を納入する。

第26条 正会員チームは本連盟の定める大会参加費を納入する。

第27条 新規加盟チームは本連盟の定める入会金を納入する。

第28条 本連盟は前条の会費より、西部連合会、市体協に会費及び分担金を納付する。

第29条 本連盟の経費は登録費、大会参加費、寄附金、入会金、及びその他の収支で支弁する。

第30条 本連盟に金品の寄附申し込みのあった場合、常任理事会に諮いて受理する。

第31条 本連盟に下記の帳簿を常置する。

- 1 会費徴収簿
- 2 役員名簿及び登録名簿
- 3 寄附目録

第32条 本連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第9章 規律

第33条 正会員たるチームは一つの支部以外に、その構成員は一つのチーム以外に加入することはできない。

第34条 正会員たるチーム及びその構成員は、規約並びに附属規程に違反することはできない。

第35条 正会員たるチーム及びその構成員が前二条に違反したときは、常任理事会において除名、或いは大会への出場停止その他の処分をすることができる。

第10章 附則

第36条 本規約の施行について必要なる事項の細則、並びに大会規律は県連盟及び全日本軟式野球連盟の諸規定に基づき、常任理事会にて別に定める。

第37条 本規約は昭和58年1月1日より施行する。

一部改正 平成30年1月14日

狭山市野球連盟 特別規律

本連盟の会議で決定する事項に、正会員チーム及び構成員が違反したときは、常任理事会において除名、或いは大会への出場停止その他の処分をすることができる。